

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年2月24日

横浜市契約事務受任者
旭区長 権藤 由紀子

1 契約の概要

令和8年衆議院議員総選挙における選挙投票日当日物品レンタル

2 履行(納品)場所

横浜市旭区横浜市旭区鶴ヶ峰本町2-43(旭区役所第2駐車場 選挙倉庫)

3 契約日

令和8年2月5日

4 履行日又は履行期間

令和8年2月5日～令和8年2月12日

5 契約金額

1,790,052円

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社テイクフォー(神奈川県横浜市緑区中山5-14-16)

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

当該選挙は、衆議院の解散により執行される選挙であり、選挙期日の確定から執行日までの期間が非常に短く、競争入札に付した場合、入札後の期間を考慮すると事業者が適切な物品の確保にかかる十分な準備期間がなく、入札に応じていただけない可能性が非常に高いものであった。

さらに、入札が不調になった場合、選挙事務の執行に重大な支障をきたす恐れがあったことから、直近の選挙において、当区において当該業務を請け負った実績を持ち、確実な履行能力が確認されている業者を選定した。

8 契約の相手方の選定理由

当該選挙は、衆議院の解散により執行される選挙であり、選挙期日の確定から執行日までの期間が非常に短く、競争入札に付した場合、入札後の期間を考慮すると事業者が適切な物品の確保にかかる十分な準備期間がなく、入札に応じていただけない可能性

が非常に高いものであった。

さらに、入札が不調になった場合、選挙事務の執行に重大な支障をきたす恐れがあったことから、直近の選挙において、当区において当該業務を請け負った実績を持ち、確実な履行能力が確認されている業者を選定した。

9 所管課

旭区総務課